



ほ う て ん
法典

オントーキングダム 民法第415条

もの やくそく まも ばあい
ある者が、約束したことを守らない場合や
守ることができない場合、約束を守っても
らえなかった者は損害の補償を求められま
す。

やくそく
ただし「それはちょっと、約束が守れなくて
も無理もないよね」という場合は、補償を
求められません。

オントーキングダム憲法

〔魔王の地位と主権在民〕

第一条 魔王は、オントーキングダムの象徴で、主権を持っているオントーキングダム住民のみんなの気持ちがまとまってこそその魔王です。

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第九条 オントーキングダム住民は、平和を本気で求めている、戦争は、永久にしません。

〔基本的人権〕

第十一条 オントーキングダム住民は、基本的人権があります。基本的人権は、永久のもので、今だけでなく将来のオントーキングダム住民にもあります。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第十二条 この憲法に書いてあるオントーキングダム住民の自由と権利は、オントーキングダム住民がずっと努力して、失われないようにしないとけません。また、オントーキングダム住民は、自由と権利を自分のためにムチャクチャ使うのではなく、いつも公共の福祉のために使わないといけません。

〔個人の尊重と公共の福祉〕←公共の福祉

第十三条 すべてのオントーキングダム住民は、ひとりひとりとても大事です。オントーキングダム住民の権利は、公共の福祉に反しない限り、最大に大切にされます。

〔平等原則〕

第十四条 すべてのオントーキングダム住民は、法の下に平等で、種族や性別や出身や強さがどうであっても、差別されません。

〔請願権〕

第十六条 すべてのオントーキングダム住民は、「これがしたい!」、「これが困ります!」ということ、言うことができます。

〔奴隷的拘束及び苦役の禁止〕

第十八条 すべてのオントーキングダム住民は、イヤなことは無理やりさせられないし、イヤなところに連れて行かれたり閉じ込められたりしません。ただし、悪いことをして牢屋に入れられる時は別です。

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 すべてのオントーキングダム住民は、心の中でどんな風に考えていても良いです。

〔信教の自由〕

第二十条 すべてのオントーキングダム住民は、どんな神様に祈ってもいいし、神様を信じなくても自由です。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第二十一条 すべてのオントーキングダム住民は、表現の自由を持っています。

〔居住、移転、職業選択の自由〕←営業の自由

第二十二条 すべてのオントーキングダム住民は、仕事も住むところも、自分で決められます。

〔学問の自由〕

第二十三条 すべてのオントーキングダム住民は、何を勉強してもいいし、何を研究してもいいです。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第二十四条 結婚は、愛し合う2人の気持ちが1つになった時だけです。そして2人は平等で、性別による不公平があってはけません。

〔生存権〕

第二十五条 すべてのオントーキングダム住民は、健康で楽しく生活する権利があります。

〔教育を受ける権利〕

第二十六条 すべてのオントーキングダム住民は、勉強する権利があります。中学校までは、タダで勉強できます!

〔勤労の権利と義務〕

第二十七条 すべてのオントーキングダム住民は、働く権利があります。まあ、働かないといけないってことでもあります。

〔財産権〕

第二十九条 すべてのオントーキングダム住民は、自分の持ち物を、誰にも奪われない権利があります。

〔裁判を受ける権利〕

第三十二条 すべてのオントーキングダム住民は、裁判を受ける権利があります。

〔国会の地位〕

第四十一条 オントーキングダム議会は、法律を作ることができるただひとつの機関です。

〔行政権の帰属〕

第六十五条 オントーキングダムの行政は、オントーキングダム内閣が仕切ります。

〔司法権の機関と裁判官の職務上の独立〕

第七十六条 裁判は、裁判所でしかできません。裁判官は、清い心で憲法と法律によって裁判をします。

〔最高裁判所の法令審査権〕

第八十一条 裁判所は、オントーキングダム議회가作った法律が、憲法に合っているかを判定します。

〔憲法改正の発議、オントーキングダム住民投票及び公布〕

第九十六条 この憲法を変えようとする時は、オントーキングダム議会の三分の二以上の議員が賛成してから、オントーキングダム住民の過半数の賛成が必要です。

〔基本的人権の由来特質〕

第九十七条 この憲法が定めているオントーキングダム住民の基本的人権は、住民たちが大昔からものすごく頑張って自由になるための努力の成果です。これらの権利は、今の、そして未来のオントーキングダム住民に対し、絶対に変わらない永久の権利なのです!

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守〕

第九十八条 この憲法は、オントーキングダムの最高の決まりごとなので、これに合わない法律は全て意味ナシです!